

## 豊田市告示第 3 9 2 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）に基づき、行旅死亡人の取扱いをしたので、同法第 9 条及び豊田市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行規則（昭和 6 2 年規則第 2 2 号）第 9 条の規定により、次のように告示する。

令和 7 年 9 月 9 日

豊田市長 太田 稔彦

### 1 年齢及び性別

年齢不明、骨盤骨・頭蓋骨の形状から男性と特定

### 2 特徴（相貌・容姿等）

ほぼ白骨化状態であることから人相、体格については不明

### 3 遺留物件

なし

### 4 経緯

令和 7 年 6 月 2 7 日、アパート管理会社から「腐敗臭がする部屋がある。」等との通報を受け、現場臨場した警察官が室内廊下で倒れている高度腐敗状態の死者を発見。

5 発見日時及び場所

発見日時：令和7年6月27日 午前11時16分

発見場所：豊田市宮上町2丁目103番地2 ヤング宮上203号

6 死亡の原因

不詳

7 死体（遺骨）の処置

令和7年6月27日から令和7年7月8日までの間、豊田警察署にて安置。

令和7年7月8日から令和7年8月6日までの間、イズモ葬祭にて安置。

令和7年8月6日、古瀬間聖苑において火葬。

遺骨は豊田市無縁者供養碑にて安置。

8 掲示期間

令和7年9月9日 から 令和7年10月9日まで（30日間）